

農地・水・環境だより [第25号]

[栃木県多面的機能支払交付金通信] 平成28年2月

『農業・農村のいろいろな働き』 シリーズ第2回

農業・農村は、米や野菜などの食料を安定的に供給する役割のほか、私たちの暮らしを守り、潤いをもたらす様々な役割（**多面的機能**）があります。

ここでは、その役割をシリーズで紹介します。

①農村の景観を保全する働き

～「ふるさと」の美しい風景～

農村では農業が営まれることによって、作物や農地、農家の家屋、周辺の水辺や里山が一体となって、美しい風景を作り、守っています。



②癒やしや安らぎをもたらす働き



農村のきれいな空気や水、美しい緑、四季の変化などが安心と安らぎをあたえ、心と体をリフレッシュさせます。



③暑さをやわらげる働き



田面からの水分の蒸発や、作物から出る水分によって、空気が冷やされます。

この冷やされた空気は周辺市街地の気温が上がるのを抑える効果があります。



Q&A

Q 農地維持支払や資源向上支払（共同）の活動の一部を作業委託できますか？

A 活動組織での共同活動が基本ですが、作業の規模や内容から見て活動組織で実施可能な範囲を超えていると判断される場合は、作業の委託を可能としています。

Q 農地維持支払や資源向上支払（共同）の交付金は、大型草刈機などの購入に使えますか？

A 大型草刈機の購入も可能です。ただし、財産管理や目的外使用防止の徹底、機械の利用回数や期間、価格を踏まえ、レンタルやリースの場合との条件を比較して判断することが必要です。高額な備品等の購入を検討される際は、市町担当者へお問い合わせください。

Q 対象農用地内に位置付けた遊休農地を活動期間内に解消できなかった場合は、交付金を返還する必要がありますか？

A 遊休農地を解消（耕作可能な状態に保全管理）できなかった場合は、当該農用地部分の交付金を遡及返還する必要があります。
また、活動期間中に遊休農地となった場合も遡及返還の対象になります。
なお、多面的機能支払交付金における遊休農地とは、「現に耕作されておらず、耕作の放棄により荒廃し、通常の農作業では作物の栽培が客観的に不可能な農地のうち、人力・農業用機械で農業生産を再開できない土地」をいいます。

県協議会からのお知らせ

『活動組織の取組みを紹介するパネルの展示』

第10回足利市農林業まつり ～とれたて新鮮！食べようあしかが～

日時：平成28年3月12日（土） 午前9時00分～午後3時00分

会場：あしかがフラワーパーク（足利市迫間町607番地）

参加無料（当日は、フラワーパークも入園無料です。）

『田んぼまわりの生きものマップ・写真コンテスト受賞作品の展示』

栃木県土地改良会館エントランスホールにて平成27年度 田んぼまわりの生きものマップ・写真コンテスト入賞作品を3月下旬まで展示しております。お越しの際にはぜひご覧ください。

編集・発行 栃木県農地水多面的機能保全推進協議会

〒321-0901 宇都宮市平出町1260番地 TEL：028-660-5702 FAX：028-660-5713
E-mail：nouchimizu@tcgdoren.or.jp URL：http://www.tcgouchimizu.net/